

令和２年度 第１回東御市環境審議会 議事要旨

日時 令和２年 11 月 18 日（水）

13：30～15：40

場所 東部人権啓発センター大会議室

【出席者】

（委員：敬称略）

宮原 則子、山崎 勝年、新田 昭三、若林 泰平、五十嵐 治、佐藤 芳明、
高橋 和雄、後藤 通子、荻原 猛、市川 隆、白倉 淳

〔欠席：高橋 和雄、小林 貴文、望月 修司、出浦 一〕

（事務局）

花岡市長、小林市民生活部長、高藤生活環境課長、渡邊課長補佐、山浦環境対策係長、
和田副主幹、宮尾主任、田中主任、大井

（市長は諮問終了後、所用にて退席）

【配布資料】

- ・ 令和２年度東御市環境審議会次第
- ・ 東御市環境審議会委員名簿
- ・ 第２次東御市環境基本計画の見直しについて
- ・ 第２次東御市環境基本計画（令和２年度改訂版）（素案）冊子版・概要版
- ・ 第２次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（概要）
- ・ 第２次東御市一般廃棄物処理基本計画（令和２年度改訂版）（素案）冊子版・概要版
- ・ 東屋惣（滋野地区原口区）メガソーラー設置計画について
- ・ とうみ気候非常事態宣言（案）
- ・ 東御市環境をよくする条例

【議 事】

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 役員選出

6 諮 問

(1) 第2次環境基本計画の見直しについて

(2) 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

7 審議事項

(1) 第2次環境基本計画の見直しについて

(2) 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

8 その他

(1) 東屋惣（滋野地区原口区）メガソーラー設置計画について

(2) 気候非常事態宣言について

9 閉 会

【委嘱書の交付】

候補者 15 名（出席者 11 名）へ市長より委嘱。

【役員選出】

環境をよくする条例第 48 条に基づき、委員の互選により次の通り決定。

会 長：宮原 則子 氏

副会長：山崎 勝年 氏

【諮問】

次の 2 件について市長から会長へ諮問が行われた。

- ・ 第 2 次環境基本計画の見直しについて
- ・ 第 2 次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

【審議事項】

第 2 次東御市環境基本計画について

（資料：第 2 次東御市環境基本計画の見直しについて、計画（素案）の冊子版）

事務局 大井

（資料に基づき説明。以下、補足説明）

- ・ 第 1 章の計画策定の背景の全文書き換え。それに伴いページ下部に環境をよくする条例の基本理念の記載を移動させた。
- ・ 各施策内の内容表記やグラフなどを現時点での最新のものに変更し、タイトルの横に関連する SDGs アイコンを記載した
- ・ P. 56 の環境指標について、現状値を令和元年度に、目標値を現在の状況から再設定をした。
- ・ 資料編の中に諮問書・答申書、パブリックコメントの結果、SDGs の説明を追加した。

なお、本会議の前に行われたパブリックコメントおよび環境市民会議の中で出された意見のうち、指標を増やす・変更するという意見があったが、「中間見直し」の範囲を大きく超えると考えたため行っていない。

また、内容のうち再生可能エネルギー自給率など、今年度実績の集計に伴って数字が変更する場合があることを説明。

・ 第 2 次東御市環境基本計画の見直しに関する質疑応答

佐藤委員

環境指標の 7 番「住宅用太陽光」について年間約 206kW の増加として見積もられているが、これは家にすると何件分程度だろうか。今、住宅着工が少なくなっているように感じているが、達成は可能なのだろうか。

事務局 大井

件数に換算すると、概ね 30～40 件分と見積もっています。算出方法としては過去実績から 1 件当たりの平均出力を算出し、今までの申請数の推移から件数を予測しております。

確かに申請数は減少傾向にあると感じておりますが、この程度の発電量は確保されると予想しています。

五十嵐委員

佐藤委員の話に関連して、市では再生可能エネルギーの増加という目標達成のために地域公民館などへの太陽光パネル設置補助は考えていないのか。

防災観点からみても公民館に自立した発電設備があることは昨今の情勢を見ても大切ではないか。行政からも積極的に導入をしてもらうように働きかけた方がよい。

事務局 大井

施策目標としては「住宅用」という事で算出をしているため、公民館等への設置については実績として反映されていません。

また、補助金などについては公共施設の改修等があった際には設置を検討するよう呼びかけを行いたいと思っておりますが、補助等は現状なく、この場での回答は難しいです。

事務局 山浦係長

公共施設への太陽光発電システムの導入については昨年策定された第 2 次東御市地球温暖化対策地域推進計画の中で推進するとしていますので、環境基本計画では謳わないとしています。

公共施設の管理につきましては他部局が主管となりますので、そちらにお話を繋げていきたいと思います。

新田委員

河川水質の値として BOD（生物化学的酸素要求量）のみが使用されているが、この数字でわかるのは有機的な汚れであり、プラスチックや金属などによる汚染は不明となる。

事務局 大井

おっしゃられる通り、BOD のみで全て安全という形にはなりませんが、中間見直しであることから指標を大きく変更しない事としたため、環境指標としては BOD のみとさせていただきます。

ですが、水質保全に対する対策としては、不法投棄パトロール等で不法投棄の回収を行うほか、年 1 回、BOD 以外の項目を含めた水質検査を事業者に委託して実施しております。

宮原会長

中間見直しであるという事のため、次の計画への改定時には指標の見直しをお願いしたい。

佐藤委員

間伐の目標値について、現状値から2倍近くになっているのは、すでに予定が組まれているのか。なぜこんなに増やすことができるのか。

また、表の右側の数字は何だろうか。

事務局 大井

目標値につきましては総合計画や他の計画等を踏まえて、担当部局より提供いただいた数字となっております。森林の計画があるとは聞いておりますが、詳細な内容については承知しておりません。

右の数字につきましては関連部分のページ番号となりますが、変更し忘れておりました。

宮原会長

根拠等については確認し、また報告をするようお願いしたい。

白倉委員

1つ目に、目標値についての変更があったことは承知したが、目標達成していない項目についてはこのままの取り組み内容・推進体制で問題ないのか。見直しにあたって施策内容についてはデータが更新されたのみで変更がないようであるが、従来通りの取り組みで達成できるという見込みであると考えて構わないのか。

2つ目に、パブリックコメントの3番、4番について「参考にする」と記載しているが、参考にした結果どうなったのか不明である。これは参考にしなかったのか、参考にした結果、反映しないという結論になったのか。

事務局 大井

1つ目につきましては、このままの取り組みのままで達成できるという見込みで目標値を訂正した、という形に直したという形です。

2つ目につきましては、指標内容の大幅な変更・追加が必要となってしまう、見直しの範疇を大きく超えてしまうと考えたため、「参考にしたが結果取り入れなかった」となりました。

パブリックコメントの回答文につきましては、4月の内容訂正前のパブコメであり、その回答をHPに公開したものをそのまま転記しているため、このような形になっています。

パブリックコメントの回答文を変更してよいかどうか、検討させていただきます。

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画について

(資料：第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、計画(素案)の冊子版)

事務局 渡邊課長補佐

(資料に基づき説明。以下、補足説明)

- ・ P. 17 からごみ処理の現状が記載されている。東御市は東部地区と北御牧地区で処理施設が違っていたが、令和2年12月から一本化される。しかし、実績等については処理施設が違っていたことを受け、東部・北御牧の2地区に分けての記載が残っていることを留意してほしい。
- ・ P. 58-59 に計画前期での達成状況を記載し、P60-61 で課題を整理している。
- ・ P. 90 の表 4-14 のうち令和12年度汚泥発生量 2,175 を 2,991 に訂正。

・第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する質疑応答

新田委員

食品廃棄物が日本で65万トン程度出ていると聞くが、食品廃棄物であっても製造業によるものでない場合は一般廃棄物として処理することとなる。食品廃棄物の処理の仕方についてもっと市として提案するのが大事ではないか。

事務局 渡邊課長補佐

市としてはリサイクルを推進しており、食品廃棄物につきましては、基本的には生ごみリサイクル施設によるリサイクルを推進しております。また、これからも推進を図ってゆきます。

荻原委員

P. 27 や P. 49 のグラフを見ると、北御牧地区のごみ排出量が令和元年度で極端に落ちている。この根拠を教えてください。

事務局 渡邊課長補佐

家庭ごみに置きましたは可燃ごみが劇的に減少されました。これは、啓発等で削減された分もあるかと思いますが、北御牧地区において可燃物にプラスチックを含んでいたものが、プラスチックと分けて分別するようになったことが大きな要因と考えています。

宮原会長

P. 2 の赤字部分、上田地域広域連合ごみ処理広域化計画の第3次計画と第4次計画の計画期間が重なっているが、理由はなにか。

事務局 渡邊課長補佐

上田地域広域の第3次計画は平成28年度から10年間の計画でした。ですが、資源循環型施設に関する状況の変化を受けて第4次計画が策定されることとなりました。

本計画が令和28年度からの15年計画ですが、上田地域広域連合の計画が第3次の途中で第4次に切り替わるという意味で、期間が重なった表記となっています。

【決定事項】

- ・計画に対する意見がある場合は12月2日（水）までに、各自自由様式にて提出。

【その他】

- ・東屋惣（滋野地区原口区）メガソーラー設置計画について

（資料：東屋惣（滋野地区原口区）メガソーラー設置計画について、
太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン）

事務局 田中主任

事業者より新たな資料の提示があり、以下の訂正があったことを説明。

計画概要の内、

- ・開発面積 55,000 m² → 41,000 m²
- ・残地森林面積 26,000 m² → 11,000 m²

防災計画の内、二重下線部の「配水」を「排水」に訂正。

（資料に基づき説明。以下、補足説明）

- ・この計画は県の林地開発に該当し、防災対策、雨水排水対策、事業終了後の植林などについて県へ申請し、許可を受けなければならない。
- ・現在は申請前の事前協議段階であり、おおよそ半年から1年後に伐採が開始される予定である。
- ・市としては滋野地区全体の問題であると判断し、滋野区長会に利害関係者の範囲を決定してほしいと依頼している。
- ・11月14日に滋野地区住民説明会が開催された。約40名が参加し、意見・質問の約8割が雨水排水・防災対策に関する意見であり、これに対して、雨水排水については開発地の下方部に調整池を設け、影響があった際には事業者の責任において補償を行うという回答があった。
- ・審議会の発言をもって市として賛成、反対を表明するものではない。

【東屋惣メガソーラー設置計画に関する質疑応答】

若林委員

事業計画のより詳細な内容については市はまだ把握していないのか。

事務局 山浦係長

本日説明した以上の情報につきましては、まだ把握していません。

若林委員

計画地の東側に産業廃棄物の処分場があったのだが、地籍が小諸市だったことから東御市は何もできなかったということ、途中で事業者が倒産したため地元区（小諸市井子区）が代わりに処理を行っていた。

今回も 20 年という計画の中で、事業者が倒産してしまう等のリスクを考えると、後々のことまで担保をしてもらえるようにしていただきたい。

また、レッドゾーンの説明があったが、自分は有害鳥獣対策協議会に所属しており、計画地から 2～3km 程度離れた場所でカラスの捕獲を行っていたところ、オオタカを捕らえてしまった事例がある。それにより檻を撤去した。

現在は準絶滅危惧種となったが、オオタカのような希少生物の生息域が近い、あるいは生息域であることから、水資源の涵養という点以外にも生態系の保全という視点も持つべきではないだろうか。

事務局 田中主任

東御市環境をよくする条例に基づいた届け出が提出された際には、内容精査ののちに市と事業者で協定書を締結をするわけですが、その中に被害があった際の補償等の責任の所在を明確に定めたいと考えております。

また、鳥獣保護区の関係についても、届け出が提出された際に関係法令に則った手続きをしてまいります。

新田委員

森林を伐採した場合に、他の場所では植林によって現状復旧をしている。この計画でもきちんとそれがなされるのか。

田中主任

林地開発において県より事業終了後に植林をするよう指導が入ります。また、市と事業者の協定の中および東御市のガイドラインにも記載をしておりますので、その点についてはご心配しなくてもよいと考えております。

・気候非常事態宣言について

（資料：とうみ気候非常事態宣言（案））

事務局 宮尾主任

令和元年度 12 月に長野県として気候非常事態宣言及び 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ

ロを宣言しており、国としても令和 2 年 10 月に 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言しています。

東御市でも気候変動による影響が表れ始め、昨年度に第 2 次東御市温暖化対策地域推進計画を策定して温暖化対策に取り組んでいるところですが、この計画の推進及び市民の気候変動に対する意識向上を目的として、12 月定例会にて気候非常事態宣言をすることとなりましたので、この場でご報告します。

【閉会】